

板倉区における予約型コミュニティバス運行業務委託 仕様書

1 目的

中山間地域に暮らす高齢者の通院や買い物、高校生の通学において、利用しやすい移動手段を確保するため、板倉区においてオンデマンド交通システムを活用した予約型コミュニティバスの運行を行うもの。

2 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日までを、実証運行とし、令和 7 年 10 月 1 日から本運行とする)

3 委託場所

上越市板倉区全域

4 業務内容

(1) 車両運行業務

ア 運行の詳細は、別表のとおりとする。

イ 運転者は、市が提供するタブレット端末のナビゲーションに従い運行すること。

ウ 車両の保管は、上越市板倉区針 722 番地 1 板倉区総合事務所敷地内駐車場とする。

(2) 予約受付及び配車業務

ア 予約方法、予約受付期間・時間及び予約取消締切日については、別表のとおりとする。

イ 受託者は、市が指定するオンデマンド交通システム（以下、「システム」という。）を用いて予約を受け付けること。

ウ 受託者は、システムを操作するパソコン最低 1 台を事業所内に用意すること。

エ 受託者は、利用希望者から予約の電話を受けた際、利用希望者の氏名や乗降時間・場所を聞き取りながら、システムを操作して乗車可能時間を利用希望者に案内すること。予約が成立した場合、システムを操作して予約を確定すること。

(3) 緊急時対応及び苦情等受付業務

業務の遂行に当たり、次の各号の一つに該当する時は、直ちに委託者に報告するとともに適切な処置をとること。

ア 天災、交通事故、その他やむを得ない理由により、運行に支障が生じた、または生じるおそれがあるとき。

イ 本業務期間中に利用者または運転者が、交通事故等により生命及び身体を害したとき。

ウ 本業務期間中に利用者または市民から苦情があったとき。

(4) 車両点検及び保守管理業務

ア 運行日には必ず始業前点検、終業時点検及び車両の清掃を実施しなければならない。

イ 受託者は、車両を常に良好な状態に保持しなければならない。

ウ 日常点検の結果発生する軽微な部品交換や補充（ボルトの締め直し、前照灯やブレーキランプ等の電球交換、ワイパーブレード交換、ウインドウウォッシャー液補充等）については、委託者と事前協議の上、受託者において実施するか、もしくは委託者指定の整備業者等に入庫して実施する。その費用は委託料とは別途、発生した費用の債権者に対し委託者が直接支払うものとする。

エ 法定点検及び車検の発注及び管理は、受託者と委託者とで協議のうえ実施することとする。その費用（点検整備費用・車検代行手数料・自賠責保険料・自動車重量税等公租公課）は、委託料とは別途、点検業務を実施した者に対し委託者が直接支払うものとする。

オ 自動車保険（任意保険）については、委託者が加入するものとする。なお、委託者加入の任意保険責任額は次のとおり。（車両購入前のため、車体番号は空欄）

車両（車体番号）	車両	対物	対人
日産キャラバン （上越〇〇 △ 〇〇）	時価	500 万円	無制限
日産キャラバン （上越〇〇 △ 〇〇）	時価	500 万円	無制限
トヨタハイエース （長岡 300 ち 9713）	時価	500 万円	無制限

※ ただし、次の場合、受託者の運転者の受傷については委託者（市）加入の自動車保険において、治療費等の損害が全額補填されない場合があるので、受託者の判断により必要に応じ、受託者の負担において自動車保険、運転者保険等に参加すること。

- ・ 自損事故及び、公用車側に全責任がある対物・対人事故の場合、運転者は自損事故傷害共済の対象になるが、填補額に限度があるため、治療費等の損害が全額填補されない場合がある。
- ・ 受託者と受託者の運行する車両に対する事故の相手方双方との間に過失割合がある事故の場合、自損事故傷害共済の対象とならないため、治療費等の損害は一切填補されない場合がある。
- ・ 受託者と受託者の運行する車両に対する事故の相手方に全責任のある事故の場合、相手方の加入の自動車賠償責任保険及び相手方加入の任意保険・対人賠償の対象となるため、治療費等の損害は相手方から賠償を受けることになる。

カ その他、大規模な修繕の必要性が発生した時は、受託者は速やかに委託者に報告し、修繕について協議を行うこと。

(5) 停留所看板設置及び保守管理業務

本業務で使用する停留所は、委託者所有の停留所とする。

(6) 運行に係る記録簿の作成

ア 受託者は、1 か月の運行状況、実績経常費用、利用者数等を取りまとめ、翌月 10 日までに、別紙 1「実績報告書」を提出するものとする。

イ 上記記録簿については、上記内容が網羅されていれば、受託者の独自様式によっ

て作成し提出することも可とする。

ウ 運行日は必ず、始業前及び終業時点検を実施し、車両の状態についての各項目のチェック及び特記すべき内容があればそれを別紙 2「車両点検記録簿」に記録すること。

(7) 業務委託の実施に関する事項を明らかにする書類及び帳簿の整理

委託者は、受託者に対し、本業務の遂行状況について随時調査し、必要な報告、資料の提出を求め、監査することができるほか、業務の実施について必要な指示を行うことができるものとする。

5 業務受託に必要な諸条件

(1) 委託車両

市の所有する次の車両とする。(車両購入前につき空欄)

車名 (車両番号)	型式	乗車 定員	初年度登録
日産キャラバン (上越〇〇 △ 〇〇)	□□□□	10 人	令和 6 年〇月
日産キャラバン (上越〇〇 △ 〇〇)	□□□□	10 人	令和 6 年〇月
トヨタハイエース (長岡 300 ち 9713)	KH-KZH116G	10 人	平成 16 年 5 月

※ 乗車定員は運転手を含む。

※ 平成 20 年 6 月 1 日に施行された道路交通法の改正により、全座席シートベルト着用が義務化されたことから、乗車定員数はシートベルトが装備されている座席定員としている。

(2) 上記車両が点検、修繕等により使用することができない場合は、受託者が所有する(リース等の賃貸借車両を含む)自動車を使用して運行することとし、その際の自動車の使用権限は委託者が有する。なお、使用する際は受託者と事前協議し、了解を得たうえで使用する。

(3) 委託料

ア 委託料は、人件費、消耗品費、施設使用料、一般管理費とし、消費税を含むものとする。

イ その他業務には、乗合旅客の輸送に必要な業務、予備者の配置など緊急時の対応、並びに利用状況など業務実施状況の記録及び報告に係る業務を含むものとする。

ウ 見積もりにあたっては、上記アの区分ごとに積算し、経費を明記すること。

※一式見積もりは認めない。

エ 委託料は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの運行に係る経費の見込み額(前記アに記載の必要な経費)とする。ただし、人件費については、実働実績に基づいた実績額とする。なお、土・日・祝日については、年間 110 回の運行を見込み、運行実績に基づいた額とする

(4) 管理車両の燃料、油脂類、車検、点検、修繕費（タイヤ代含む）について

ア 運行に要する燃料、油脂類費用、車検、点検、修繕費は委託者の負担とする。

イ 運行に要する燃料は、受託者が委託者の給油伝票を使用し、委託者指定の給油所にて補給することとする。

(5) 受託者の運行管理

受託者は、当該委託において適切な運行を行うため、運行管理責任者を定め、契約時に別紙 3「運行管理責任者届」を委託者に提出しなければならない。

(6) 運転者の要件及び健康管理

ア 運転者は道路運送法施行規則第 51 条の 16 第 1 項の規定に基づき、道路交通法に規定する第 2 種免許を受けており、かつ、その効力が停止されていない者であるか、または、同法に規定する第 1 種運転免許を受けており、かつ、その効力が過去 2 年以内において停止されていないものであって、国土交通大臣が認定する講習を修了するか、それに準じるものとして国土交通大臣が認める要件を備えた者でなければならない。受託者は、運転者が要件を満たしているかを定期的に確認しなければならない。

イ 受託者は、次の条件に該当する者を運転者として選任してはならない。

(ア) 日々雇用の者

(イ) 2 月以内の期間を定めて使用される者

(ウ) 試みの使用期間中の者

(14 日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く)

(エ) 14 日未満の期間ごとに賃金の支払い（仮払い、前貸しその他の方法による金銭の授受であって実質的に賃金の支払いと認められる行為を含む）を受ける者

ウ 受託者は、委託業務の開始前に道路運送法施行規則第 51 条の 19 に則り、別紙 4「運転従事者届」及び別紙 5「運転者台帳」を作成し、契約時に委託者に提出しなければならない。委託業務期間中に当該業務に従事する運転者の変更があった場合についても同様とする。

エ 受託者は、労働安全衛生法に関する諸法規を遵守し、所定の手続きを行うとともに、受託者の責任において最善の注意による安全衛生管理を行わなければならない。

また、運転者の快適な職場環境の形成及び秩序の維持に努めなければならない。

オ 受託者は、車両内における感染症予防対策に努めたうえで当該業務にあたること。
なお、必要な消耗品等は委託料に含めること。

カ 受託者は、特に運転者の健康状態に十分留意し、疾病及び体調不良、過労、飲酒又は酒気帯び（二日酔い等含む）の状態で行うことのないよう、必ず始業時において健康状態及び酒気の有無についてチェックを実施し、疾病及び体調不良、過労、飲酒又は酒気帯びが認められる時は、業務に従事させてはならない。なお、運転者の乗車前後にアルコール検知器を用いて酒気帯びの有無を確認し、健康状態のチェック結果について、別紙 2「車両点検記録簿」に記録の上、委託者に毎月の委託料請求時に提出すること。

また、上記チェック表は、運行日、運転者氏名及びその健康状態、確認者氏名が記載されていれば、受託者の独自様式によって作成し、提出することを可とする。

(7) その他運転業務に係る諸業務全般

- ア 受託者及び運転者は、業務上知り得た情報を一切他に漏洩、または利用してはならない。
- イ 車両内に遺失物があつた場合、運行中にあつては運転者が保管し、運行業務終了後に直ちに受託者の責任者に引き渡すこと。受託者は翌日中（土日祝日・年末年始にあつては翌通常運行日）までに委託者に引き渡すこと。
- ウ 受託者及び運転者は、車両の運行に係る法令例規を遵守しなければならない。また、委託者は、運転者に対して講習等を実施するとともに、法令例規を遵守させるよう努めなければならない。

(8) 運賃等

- ア 一般利用者からの料金の徴収は、道路運送法第 79 条の 3 の登録を得、同法第 79 条の 8 第 1 項の告示を経て料金・回数券を徴収するものとし、別表料金表のとおりとする。
- イ 一般利用者からの運賃の収受については、施錠ができ、厚さ 1 ミリメートル以上のスチール製か同程度以上の強度を持つ金属で作られた料金箱または料金収納機を車内に設置し、利用者が直接現金・回数券を投函することとする。運転者が直接利用者から収受してはならない。
- ウ 利用者からの両替は、運転者が適宜行うか、両替機（料金収納機の両替機能も可とする）を設置して行う。
- エ 利用者から徴収した料金の回収は、運行日の翌日に委託者の担当者が行う。ただし回収日が土日祝日・年末年始の場合は、次の平日の通常運行日に行う。
- カ 万が一、受託者が運賃等を亡失し、委託者に損害を及ぼしたときは、その費用は受託者が負担する。

6 損害賠償

- (1) 委託契約条項第 7 条第 2 項にかかわらず、委託業務中に交通事故が発生した場合の損害賠償に係る事務処理は、委託者の責任において委託者が行うものとする。
- (2) ただし、その損害が受託者の故意又は重大な過失によって生じた場合は、委託者は受託者に求償できるものとする。なお、重大な過失とは、「上越市職員の懲戒処分に関する指針」のうち、交通事故・交通法規違反関係の『飲酒運転、交通事故（人身事故）、その他の交通法規違反』またはこれに類する行為及び委託業務以外の運行のことである。

7 委託料の請求、支払い

- (1) 受託者は、委託料を請求する前に、4(6)アに定める実績報告書の提出により、当該請求の対象となる期間の実績を報告するものとする。

- (2) 委託者は、前記(1)の実績報告により、速やかに業務の実施状況を確認し、これが適正であると認めるときは、当該報告に係る請求が可能である旨を受託者に通知するものとする。
- (3) 委託者は、請求書の受領日を含めて 30 日以内に、これを支払うものとする。
- (4) 委託料は、令和 7 年 4 月から 6 月までに掛かった経費を令和 7 年 7 月に、令和 7 年 7 月から 9 月までに掛かった経費を令和 7 年 10 月に、令和 7 年 10 月から 12 月までに掛かった経費を令和 8 年 1 月に、令和 8 年 1 月から 3 月までに掛かった経費を令和 8 年 4 月に支払うものとする。

8 その他

(1) 緊急時の対応、車両の事故及び苦情処理

- ア 道路運送法第 79 条の 7 第 1 項ただし書きに該当する事由により、運行区間の全部または一部の運行が不可能な場合は、受託者は委託者と協議のうえ、運行の全部または一部を中止するものとする。
- イ 委託業務中に事故が発生した場合は、受託者は直ちに委託者に報告するとともに、事故処理における安全確保や事務処理に最大限協力しなければならない。
- ウ 事故や苦情が発生した場合は、別紙 6「事故報告書」または別紙 7「苦情等処理簿」を提出するものとする。

(2) 環境配慮事項

- ア 業務に必要な消耗品は、可能な限りエコマーク、グリーンマーク商品を使用すること。
- イ 受託者は環境に配慮した車両運行を行うこと。
- ウ 待機時等についてはアイドリングストップを厳守すること。
- エ 急発進、急加速、急ブレーキ（緊急時を除く）を禁止する。
- オ 不要な荷物の積載を禁止する。
- カ 経済速度運行を励行すること。
- キ その他、環境に配慮した業務の遂行に努めること。

(3) その他

- ア 受託者は、当該業務を行うにあたり、各種法令等に定める許認可の取得、条件の充足が必要な場合、あるいは資格を有する者を置かなければならない場合、業務開始日までに当該許認可等の取得、条件の充足、あるいは当該資格を有する者の配置をしなければならない。
- イ 契約期間終了後は、本業務で得られた結果に基づき見直しを加え、本格運行への移行を目指すものとする。
- ウ 本仕様書に記載のない事項は、その都度双方協議のうえ決定するものとする。

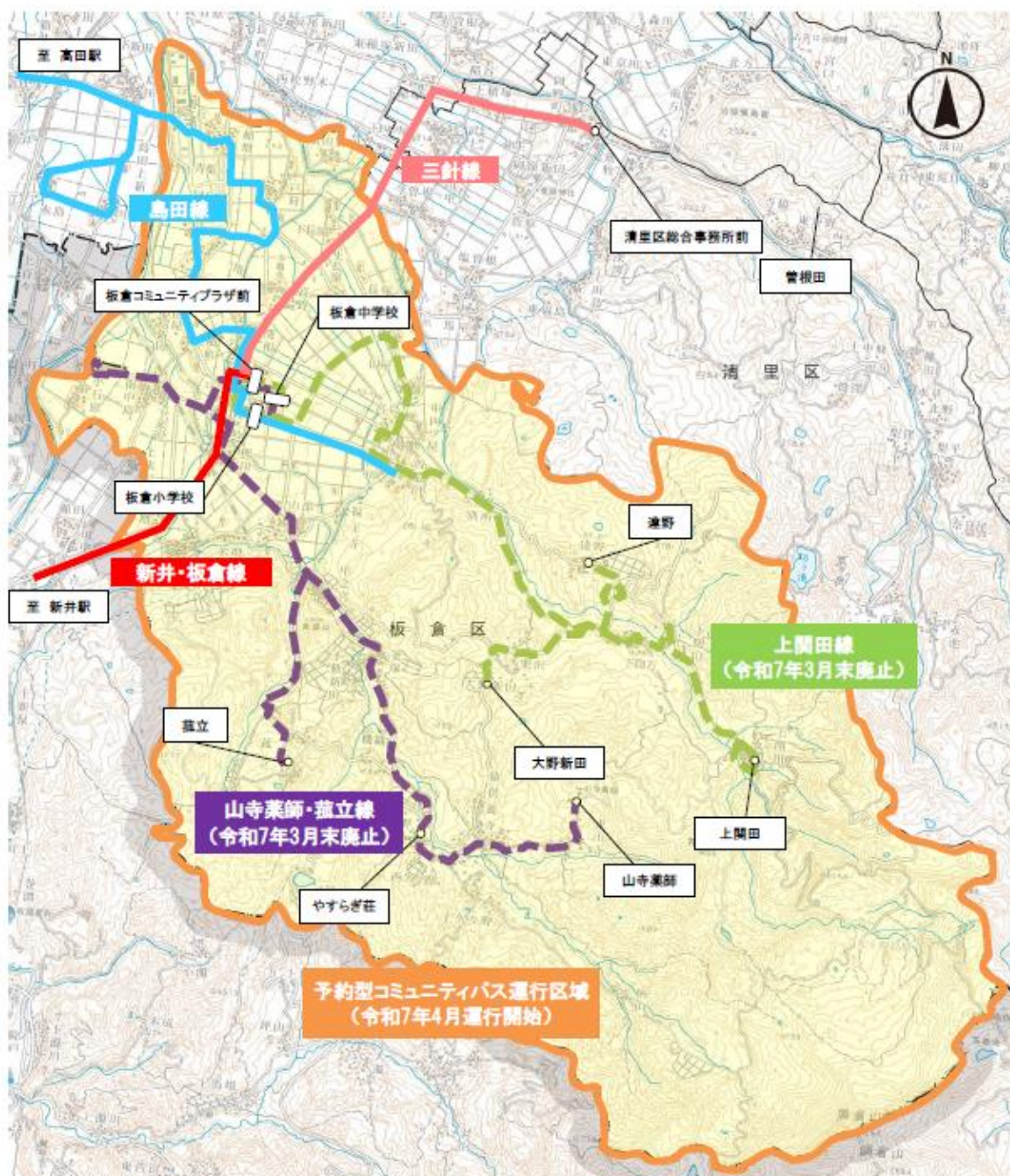
別表料金表

種類		対価の額	適用
普通旅客運賃	均一制	大人 300 円 高校生、中学生 200 円 小学生 100 円 未就学児は無賃	1 1 回の乗車に適用
旅客運賃の割引	身体障害者割引 知的障害者割引 精神障害者割引 児童福祉法適用者割引	普通旅客運賃の 5 割引 大人 150 円 高校生、中学生 100 円 小学生 50 円 未就学児は無賃	1 対象者 次の各号のいずれかに該当する者が手帳等を提示又は提出する場合 (1) 身体障害者福祉法第 15 条 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者 (2) 都道府県知事が発行する知的障害者の療育手帳の交付を受けている者 (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 (4) 児童福祉法第 12 条の 4 及び第 41 条から第 44 条までに規定する施設の長が発行する運賃割引証を提出する者 (5) 上記 (1)～(4) の対象者の介護人又は付添人
	市長が必要と認めるもの	普通旅客運賃に割引率を乗じた額（割引率は市長が別途定める）	1. 需要を喚起するなど市長が必要と認める場合

別表

項目区分	基本仕様
運 行 形 態	デマンド型（区域運行）
運 行 日	毎日（元日を除く）
運 行 時 間	午前 6 時 30 分から午後 7 時 30 分まで運行
運 行 区 域	上越市板倉区（別紙 1「運行区域図」のとおり）
運 行 経 路	予約に応じてルートを自由に設定して運行
乗 降 方 法	停留所での乗降
使 用 車 両	市所有の車両（ワンボックス型）
車 両 数	3 台（うち代車用 1 台）
運 転 者	2 人
利 用 者 登 録	不要
乗 車 予 約	必要
予 約 方 法	電話予約（フリーダイヤルを設定すること）及び WEB 予約（オンデマンド交通システム（コンビニクル：順風路株式会社）を用いたアプリまたはブラウザ予約（要インターネット環境及び予約の入力処理が可能なパソコン端末等の端末）
予 約 受 付 期 間	乗車する希望日の 10 日前から当日の 1 時間前まで 但し、土曜日、日曜日、祝日の利用は、その前の平日の午後 7 時まで（電話予約のみ）
予 約 受 付 時 間	電話予約：午前 7 時～午後 7 時 WEB 予約：午前 7 時～午後 7 時
予 約 取 消 締 切 日	予約した乗車時間の 1 時間前までに電話またはインターネットで連絡 但し、土曜日、日曜日、祝日は、電話での連絡のみ
運 賃	別表料金表によるものとする。
支 払 方 法	現金、回数券または市が発行するバス・タクシー券
緊 急 時 対 応	【事故・負傷者発生時】 予備車両により利用者を輸送するほか、負傷者発生時は、応急処置・救急車要請等の必要な処置を講ずる。 【運行障害発生時】 利用者に直接連絡するほか、防災無線等により区内に周知する。

板倉区予約型コミュニティバス 運行区域図



【地図の出典】地理院地図（電子国土Web）を加工して作成